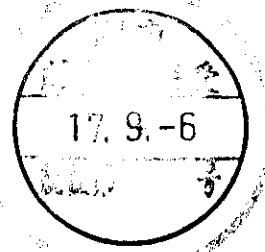


株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令  
第一号様式



## 【表紙】

【提出書類】(2)	大量保有報告書
【根拠条文】	法第27条の23第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】(3)	弁護士 清原 健
【住所又は本店所在地】(3)	東京都港区虎ノ門四丁目3番1号 城山JTトラストタワー30階 アシャースト東京法律事務所
【報告義務発生日】(4)	平成17年8月30日
【提出日】	平成17年9月6日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	1名
【提出形態】(5)	その他

## 第1 【発行会社に関する事項】(6)

発行会社の名称	株式会社そーせい
会社コード	4565
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京証券取引所マザース
本店所在地	東京都千代田区一番町8番地 一番町F Sビル4階

## 第2 【提出者に関する事項】

## 1 【提出者(大量保有者)／1】(7)

## (1) 【提出者の概要】(8)

## ① 【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	スリーアイ・グループ・ピーエルシー (3i Group Plc)
住所又は本店所在地	連合王国 エスイー1 8エックスピー ロンドン市 ウォーター ルーロード91 (91 Waterloo Road London SE1 8XP UK)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

## ② 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

## ③【法人の場合】

設立年月日	昭和48年11月1日
代表者氏名	フィリップ・イエア (Philip Yea)
代表者役職	チーフ・エグゼクティブ (Chief Executive)
事業内容	未公開株式投資

## ④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	〒105-6030 東京都港区虎ノ門四丁目3番1号 城山JTトラストタワー30階 アシャースト東京法律事務所 弁護士 宮崎 拓哉
電話番号	03-5405-6200

## (2) 【保有目的】(9)

純投資
-----

## (3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】(10)

## ①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券（株）	5,902株		
新株引受権証書（株）	A	—	G
新株予約権証券（株）	B	—	H
新株予約権付社債券（株）	C	—	I
対象有価証券カバードワラン ト	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計（株）	M 5,902株	N	O 0
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数（総数） (M+N+O-P)	Q 5,902株		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

## ②【株券等保有割合】

発行済株式総数（株） (平成17年8月30日現在)	S 97,860株
上記提出者の 株券等保有割合（%） (Q/(R+S) × 100)	6.03%

直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)	
-----------------------------	--

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】(11)

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
平成17年8月30日	株券（普通株式）	5,902株	取 得	現物出資による新株取得

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】(12)

株式取得から1年間は、発行会社と提出者その他の旧アラキス社株主とが指定した証券会社が市場環境を考慮して処分を了承した場合を除き、保有株式を処分しない旨の合意が発行者との間でなされ、さらに処分に関して野村證券株式会社を通じて処分すること等の取り決めがあります。

(6) 【保有株券等の取得資金】(13)

①【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	
借入金額計 (U) (千円)	
その他金額計 (V) (千円)	
上記 (V) の内訳	アラキスB種優先株式69,061株及び アラキスC種優先株式68,257株の現物出資（総額 3,084,385,200円相当）による新株5,902株の取得
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	

②【借入金の内訳】

番号	名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

③【借入先の名称等】

番号	名称（支店名）	代表者氏名	所在地

## Power of Attorney

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that 3i Group PLC, a public limited company having its principal office at 91 Waterloo Road, London, UK (the "**Shareholder**"), does hereby constitute and appoint each of Ken Kiyohara and Takuya Miyazaki of Ashurst Tokyo Law Office (registered joint enterprise office with Ashurst G.J.B. Law Office), located at Shiroyama JT Trust Tower 30<sup>th</sup> Floor, 3-1, Toranomon 4-chome, Minato-ku, Tokyo, 105-6030, Japan, as its true and lawful agent and attorney-in-fact of the Shareholder (the "**Attorney-in-Fact**") in connection with reporting of its shareholding in Sosei Co Ltd. (the "**Issuer**") and does hereby confer upon the Attorney-in-Fact, with full power of substitution and revocation, to do or cause to be done each and any of the following acts for and in the name, place and stead of the Shareholder:

- (a) To prepare, execute and file with the Director General of Kanto Local Finance Bureau, any report as required under Chapter 2-3 ("Disclosure of Substantial Shareholding") of the Securities and Exchange Law (Law No. 25 of 1948, as amended) (the "**SEL**") in connection with the Shareholder's holding of shares of the Issuer, including without limitation the substantial shareholding report (the "**Report**"), an amendment thereto (the "**Amendment Report**") and a report correcting the Report or the Amendment Report (the "**Correction Report**");
- (b) To send or deliver copies of the Report, the Amendment Reports or Correction Reports to the Issuer and the stock exchanges in accordance with the provisions of the SEL;
- (c) To receive any and all notices and other communications from, and represent the Shareholder generally before, the Kanto Local Finance Bureau in connection with the reports referred in paragraph (a) above; and
- (d) To do any and all other acts and things, and to prepare, execute and deliver such other documents, as may be necessary or appropriate in connection with any and all of the above or other in connection with the Shareholder's shareholding in the Company.

IN WITNESS WHEREOF, the undersigned has caused this Power of Attorney to be executed on this 2 day of September, 2005.

THE COMMON SEAL OF  
3i Group plc  
WAS HEREUNTO AFFIXED  
IN THE PRESENCE OF.

05/168

  
Authorised Sealing Officer

By: \_\_\_\_\_  
Title Authorised Sealing Officer  
Name Jonathan Murphy

(訳 文)

## 委 任 状

連合王国、ロンドン、ウォーターラー・ロード、91に主たる営業所のある株式公開会社であるスリーアイ・グループ・ピーエルシー（以下、「本株主」という）は、本株主の保有する株式会社そせい（以下、「本発行者」という）の発行する株式にかかる報告に関する、日本国東京都港区虎ノ門4丁目3番1号城山JTトラストタワー30階所在のアシャースト東京法律事務所（外国法共同事業 アシャースト外国法事務弁護士事務所）の弁護士清原健氏及び宮崎拓哉氏の各人を本株主の正当かつ適法な代理人（以下、「本代理人」という）として任命し、本代理人に対して、復代理人の選任および解任をする完全なる権限とともに、本株主の名において、本株主のために、下記の行為を行う権限を付与する。

- (a) 本株主による本発行者の株式の保有に関する、証券取引法（昭和23年法律第25号）（以下、「証券取引法」という）「第2章の3 株券等の大量保有の状況に関する開示」の規定により要求される報告書（これには、大量保有報告書（以下、「大量保有報告書」という）、その変更報告書（以下、「変更報告書」という）、大量保有報告書または変更報告書の訂正報告書（以下、「訂正報告書」という）を含むが、これらに限らない）を作成し、署名し、関東財務局長に提出すること
- (b) 証券取引法の規定に従って大量保有報告書、変更報告書または訂正報告書の写しを本発行者及び関連証券取引所に送付すること
- (c) 上記(a)項記載の報告書に関して、関東財務局からの通知その他の連絡を受領し、その他同局との手続きに関して本株主を一般的に代理すること
- (d) 上記事項に関し、また本株主による本発行者の株式の保有に関するその他の事項に関して、必要または適当である一切の行為及び事項を行い、その他一切の書類を作成し、署名し、交付すること

上記の証として、下記署名者は2005年9月2日付をもって本委任状に署名した。

（印章）05/168 スリーアイグループの社印は

（署名）  
オーソライズド・シーリング・オフィサー

の面前でこの書面に押印された。

役職 オーソライズド・シーリング・オフィサー  
氏名 ジョナサン・マーフィー

上記正訳しました。

弁護士 宮崎拓哉

